

事例番号:360256

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 5 日

3:10 破水のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 5 日

3:30 陣痛開始

妊娠 39 週 6 日

4:30- 子宮底圧迫法 2 回実施

5:52 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 6 日

(2) 出生時体重:3100g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.18、BE -14mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 6 日 退院

生後 6 ヶ月 右手の指が開かない、左に比べて指の運動が極端に少ない

生後 10 ヶ月 右上肢麻痺疑い

(7) 頭部画像所見:

生後 11 ヶ月 頭部 MRI で左中大脳動脈領域の梗塞後の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、児に左中大脳動脈領域の脳梗塞を発症したことであると考える。

(2) 脳梗塞の原因および発症時期は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 39 週 5 日から妊娠 39 週 6 日の分娩経過中の管理について、分娩第 1 期に分娩監視装置または間欠的児心拍聴取による胎児心拍数の確認を 2-5 時間程度実施せずに経過観察したこと、および分娩第 2 期に約 3 時間にわたって分娩監視装置を装着せずに経過観察したことは、いずれも基準を満たしていない。

(2) 妊娠 39 週 6 日の 4 時 30 分に子宮底圧迫法を単独で実施したことについては、実施時の児頭の位置が記載されていないため評価できない。子宮底圧迫法を単独で実施する際に児頭の位置が記載されていないことは一般的ではない。

(3) 妊娠 39 週 6 日 4 時 57 分からオキシトシン注射液を開始した際の適応については診療録に記載がなく評価できない。適応が記載されていないことは一般的ではない。また、子宮収縮薬使用について妊産婦への説明と同意を口頭で実

施したことは基準を満たしていない。

(4) オキシシ注射液の開始時投与量、増加量は一般的であるが、12-19 分間隔で増量していることは基準を満たしていない。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の対応は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 分娩経過中の胎児心拍数の観察および、子宮収縮薬の使用法について最新のがイドライン「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」の記載を順守することが勧められる。

(2) 子宮収縮薬を使用する際の適応について診療録に記載すること、および投与開始前に文書による説明と同意を取得することが勧められる。

(3) 子宮底圧迫法については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」において、吸引・鉗子娩出術の補助的手段としてのみ実施すること、準備に時間を要するなどの事態の代替法として単独で行う場合には先進部がステーション+4 から+5 に達して吸引・鉗子娩出術の準備状況からそれよりも早期に娩出が可能と判断した場合のみ単独で行うことが許容されると記載されている。これらの記載を確認し、吸引・鉗子娩出術の牽引の娩出力の補完として行う場合であっても単独で行う場合であっても、児頭の位置を確認して診療録に記載することに留意することが望まれる。

(4) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、診療録の記載時刻と胎児心拍数陣痛図の印字日時

にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期から新生児期に発症する脳梗塞の原因究明を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。